

火葬等許可事務システム標準化第 2 回検討会資料

2024年11月 6 日

目次

- 背景と目的..... P. 3
- 標準仕様書【第2.0版】作成スケジュール P. 4
- 第 1 回検討会以降の検討内容..... P. 5
- 追加する改定事項の説明..... P. 6

背景と目的

火葬等許可事務は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づき市区町村が行う、死体火葬許可証、死体埋葬許可証、死胎火葬許可証、死胎埋葬許可証及び改葬許可証の作成及び交付に係る事務である。

火葬等許可事務を処理するために各市区町村が保有する火葬等許可事務システムについては、従来、国統一の標準仕様書は無く、多くの場合、戸籍情報システム及び人口動態調査事務システムと一体のシステムとして開発・導入され、一部では住民記録システムと一体のシステムとして開発・導入される事例等も見られるという実態の下、各市区町村にて個別にその運用が行われてきたところである。

このような中、**令和5年3月29日に公布・施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令の一部を改正する政令」（令和5年政令第78号）による「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令」（令和4年政令第1号）の一部改正等により、火葬等許可事務も「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。）第2条第1項に規定する標準化対象事務と位置付けられることとなり、各市区町村が保有する火葬等許可事務システムは、標準化法第8条第1項に基づき、標準化法第5条第2項第4号に規定する**標準化基準に適合した標準準拠システムへと移行しなければならないこととなった。****

このような経緯を踏まえ、厚生労働省においては、**令和5年8月31日に火葬等許可事務システム標準仕様書【第1.0版】を策定・公表したところであるが、引き続き、標準化法の下に示される政府方針や関連制度・システムのその後の動向、技術的調整の結果等を踏まえ、その改定に向けた検討を行う必要がある。**

標準仕様書【第2.0版】作成スケジュール

- 標準仕様書【第2.0版】の作成スケジュールは下記のとおり。

作業者	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
検討会			第1回（10/3）	第2回（11/6）	第3回（1月中旬）			
全国意見照会					全国意見照会 （11/18～12/6）		標準仕様書【第2.0版】 公表（1月末）	
標準仕様書作成 事業者	アンケート発出 （7/16）	アンケート 集計	標準仕様書 改定素案作成	意見反映	意見 反映	意見反映	意見 反映	
開発事業者 （6ベンダー）	アンケート 回答							
自治体 （茨城県五霞町、 東京都新宿区、東京 都大田区、東京都 渋谷区、東京都 江戸川区、愛知県 岡崎市、広島県広 島市、福岡県春日 市、沖縄県今帰仁 村）	アンケート 回答							

第 1 回検討会以降の検討内容

- 標準仕様書の改定素案について、第 1 回検討会以降に寄せられた意見はございませんでした。
- ただし、事務局において再度精査した結果、改定が必要と判断した事項があるため、改定事項を追加します。



追加する改定事項の説明

改定項目一覧

- 事務局において追加が必要と判断した改定事項は以下のとおり。

No.	カテゴリ	内容	改定箇所	備考
1	事務局において追加が必要と判断した改定事項	「～等」の表記と考え方に関する記載の差替え	標準仕様書（本編）	
2		誤記等の修正	標準仕様書（本編） （別紙2-1）機能・帳票要件	

1. 「～等」の表記と考え方に関する記載の差替え

現状

- 標準仕様書（本編）P.21においては、機能・帳票要件における「～等」の使い方について、その表記の例と考え方を示している。
- 当該箇所において示している表記の例は、飽くまで記載例として作成したものであり、実際の機能・帳票要件上にはない記述となっている。

方針

- 標準仕様書の分かりやすさという観点から、「～等」の表記の例とその考え方に関する記載を、**（別紙2－1）機能・帳票要件において実際に示されている要件に対応したものに差し替える。**

仕様書案

次ページのとおり。

Appendix) 標準仕様書の改定箇所

- 標準仕様書（本編）の該当箇所における「～等」の表記の例とその考え方に関する記載を、（別紙2－1）機能・帳票要件において実際に示されている要件に対応したものに差し替える。

■変更前

(2) 「～等」の表記について

機能・帳票要件の記載で「～等」と表現しているものがある。「～等」は性質別に考え方を次のとおり整理している。

表3-2 「～等」の表記と考え方

分類	記載箇所（例）	考え方
事務運用例として記載しているもの	許可証等の出力において、電子公印を印刷できること。	左記事例では電子公印の印刷の例を記載している。 許可証は複数種類あり、全て列挙することも現実的ではない。 一方、主に発生する事務運用例を記載することは具体的イメージの補助となるため、「等」をつけて記載をしている。
あえて全て列挙しなくても法令等により要件に齟齬が生じないもの	許可証の入力項目 「氏名、本籍、生年月日等」を入力する。	左記事例では許可証に必要な項目に必要な情報は法令・通知等で決まっているため、あえて全てを列挙せずとも要件に齟齬が生じないため、冗長とならないように「等」をつけて記載をしている。
要件を実現するための手段を参考として記載しているもの	通知書等の出力において、職務代理者を設定できること。 火葬等の場所を一覧から選択できること。	左記事例では、職務代理者の選択機能や火葬等の場所の選択機能の実装方法は任意としている。 （「等」を除くと記載したファイル形式以外のものが実装不可となるため、「等」をつけている。）

■変更後

(2) 「～等」の表記について

機能・帳票要件の記載で「～等」と表現しているものがある。「～等」は性質別に考え方を次のとおり整理している。

表3-2 「～等」の表記と考え方

分類	記載箇所（例）	考え方
事務運用例として記載しているもの	死亡者本籍、死亡者住所、死亡者氏名、性別、生年月日、死亡年月日時、死亡の場所について、不詳の場合は「不詳」等と入力する。	左記事例では死亡者本籍等について入力すべき内容が不明である場合の入力方法について記述している。 入力内容が不明である場合の入力方法については、「不詳」以外にも、例えば、「不明」、「〇〇以下不詳」、「令和〇年月日不詳」など、市区町村における運用や個別具体的な事情等に応じて様々なものが考えられるが、考え得る全ての入力方法を列挙することは現実的でない。 他方で、主に発生する事務運用例を記載することは具体的イメージの補助となるため、「等」をつけて記載をしている。
あえて全て列挙しなくても法令等により要件に齟齬が生じないもの	基本データリストにないデータ項目であっても、データソースの対象とし、データの型、桁数等は連携元である他業務の基本データリストの定義に従う必要がある。	左記事例では他業務から取得するデータ項目の形式について記述しているが、連携元である他業務の基本データリストの定義に従う必要がある要素については当該基本データリストの定めるところにより明らかであり、あえて全てを列挙せずとも要件に齟齬が生じないため、「型、桁数等」と記載している。
要件を実現するための手段を参考として記載しているもの	ID パスワードによる認証に加え、IC カードや静脈認証等の生体認証を用いた二要素認証に対応すること。	左記事例では二要素認証の要件について記述している。 要件を実現するための手段の一例としてIC カードや静脈認証を挙げているが、認証手段をこれらに限るものではなく、要件の実現方法は任意であることから「等」をつけている。

2. 誤記等の修正

現
状

- 標準仕様書【第1.0版】の本編と（別紙2-1）機能・帳票要件に、誤記や表記揺れ等がある。

方
針

- 今般の改定に併せ、標準仕様書（本編）と（別紙2-1）機能・帳票要件に含まれる誤記や表記揺れ等の修正を行う。

仕
様
書
案

標準仕様書（本編）と（別紙2-1）機能・帳票要件について、次ページに示す正誤表のとおり修正を行う。

Appendix) 正誤表①

- 標準仕様書（本編）と（別紙2-1）機能・帳票要件の該当箇所について、誤記や表記揺れ等の修正を行う。

No.	修正対象となる ドキュメント	ページ	対象箇所	修正前	修正後
1	本編	P. 6	（２）本仕様書の目的 5行目	ベンダー切り替え	ベンダー切替え
2		P. 7	（２）対象範囲 2行目	改葬許可証（以下「火葬等許可証」という。）の作成および交付、	改葬許可証（以下「火葬等許可証」という。）の作成及び交付、
3		P. 7	（２）対象範囲 下から1行目	火葬許可事務システム	火葬等許可事務システム
4		P. 8	（３）対象項目 ・10行目 ・表1－1 表題 ・表1－1「位置付け」欄 の欄名	位置づけ	位置付け
5		P. 9	（１）本仕様書の構成 2行目	位置づけられ、	位置付けられ、
6		P. 9	（２）標準準拠の基準 5行目	実装してもしなくても良い機能	実装してもしなくてもよい機能

Appendix) 正誤表②

- 標準仕様書（本編）と（別紙2-1）機能・帳票要件の該当箇所について、誤記や表記揺れ等の修正を行う。

No.	修正対象となる ドキュメント	ページ	対象箇所	修正前	修正後
7	本編	P.10	表 1 – 2 ・「標準化範囲内」の「類型」欄の類型 3 の記載 ・「実装してもしなくてもよい機能（標準オプション機能）」欄の欄名	実装してもしなくても 良い 機能	実装してもしなくても よい 機能
8		P.10	表 1 – 2 「標準化範囲内」の「説明」欄の類型 3 の記載	実装しても 良い 機能	実装しても よい 機能
9		P.10	表 1 – 2 「実装しない機能（実装不可機能）」欄	法改正や通知等により利用する必要が 無くなった	法改正や通知等により利用する必要が なくなった
10		P.11	（3）想定する利用方法 3～4行目	request for i nformation	Request for I nformation
11		P.11	（3）想定する利用方法 4行目	request for p roposal	Request for P roposal

Appendix) 正誤表③

- 標準仕様書（本編）と（別紙2-1）機能・帳票要件の該当箇所について、誤記や表記揺れ等の修正を行う。

No.	修正対象となる ドキュメント	ページ	対象箇所	修正前	修正後
12	本編	P.14	リード文 4行目	機能要件に沿った対応を行う にあたり、	機能要件に沿った対応を行う に当たり、
13		P.14	リード文 12行目	参照するにあたっての	参照するに当たっての
14		P.19	本文 1 行目	（別紙 2）機能・帳票要件	（別紙 2 - 1）機能・帳票要件
15		P.19	本文 6 行目	以下の通りである。	以下のとおりである。
16		P.19	本文11行目	基幹系他システム連携機能について	他システムとの連携機能について
17		P.19	本文13行目	エラー・アラート（チェック 条件）の考え方について	エラー・アラートのチェック 条件について
18		P.19	本文16行目	バッチ処理について	一括処理の自動化について

Appendix) 正誤表④

- 標準仕様書（本編）と（別紙2-1）機能・帳票要件の該当箇所について、誤記や表記揺れ等の修正を行う。

No.	修正対象となる ドキュメント	ページ	対象箇所	修正前	修正後
19	本編	P.20	本文 4 ～ 5 行目	管理項目のうちコード管理（選択入力）を行う場合は、管理項目名に「コード」を付加している。具体的なコード管理内容は、機能・帳票要件に定めず、デジタル庁が整理するデータ要件（コード一覧）に定めている。 例）死因コード	管理項目のうちコード管理（選択入力）を行うものについて、具体的なコード管理内容は、機能・帳票要件に定めず、デジタル庁が整理するデータ要件（コード一覧）に定めている。
20		P.20	本文 6 行目	データ入力出力条件等は、	データ入力出力条件等も、
21		P.22	表 3 – 3 「一覧の表示項目」の「考え方」欄	更に該当機能を使用する場面により	さらに該当機能を使用する場面により
22		P.26	本文11行目	切り替え可能	切替え可能
23		P.27	表 3 – 7 6項目目	アクセス権限の付与も含めたユーザ情報	アクセス権限の付与も含めたユーザー情報
24		P.29	（ 1 0 ）一括処理の自動化について 表題	一括処理時の自動化について	一括処理の自動化について

Appendix) 正誤表⑤

- 標準仕様書（本編）と（別紙2-1）機能・帳票要件の該当箇所について、誤記や表記揺れ等の修正を行う。

No.	修正対象となる ドキュメント	ページ	対象箇所	修正前	修正後
25	本編	P.30	本文12行目	「第1章4（2）標準化範囲内の類型」（実装類型）	「第1章4（2）標準準拠の基準」（実装類型）
26		P.30	表3－1 1 表題	帳票詳細要件における類型の 取り扱い	帳票詳細要件における類型の 取扱い
27		P.31	表3－1 2 「システム印字項目の種類」欄の5項目目	死因以外の選択肢	死因以外の選択
28		P.37	RFP【あーるえふぴー】 説明文	またはその調達要件	又はその調達要件
29		P.37	火葬等許可証	故人を埋葬または火葬	故人を埋葬、火葬又は改葬
30		P.38	「せ」欄	政令	削除
31		P.39	「て」欄	デジタル・ガバメント	削除
32		P.39	「は」欄	パラメータ【ぱらめーた】	パラメタ【ぱらめた】
33		P.40	「み」欄	ミドルウェア	削除

Appendix) 正誤表⑥

- 標準仕様書（本編）と（別紙2-1）機能・帳票要件の該当箇所について、誤記や表記揺れ等の修正を行う。

No.	修正対象となる ドキュメント	ページ	対象箇所	修正前	修正後
34	(別紙2-1) 機能・帳票要件	P. 4	機能ID:0390003 機能要件	連携用のデータの取込時	連携用のデータの取り込み時
35				取込の再処理ができること。	取り込みの再処理ができること。
36		P. 4	機能ID:0390006 機能要件	CSV等のデータの出力、取込により、	CSV等のデータの出力、取り込みにより、
37		P. 6	機能ID:0390028 機能要件	E U C 機能	EUC機能
38		P. 6	機能ID:0390033 機能要件	なお、電子公印等は複数管理でき	なお、電子公印は複数管理でき
39				切り替えができること。	切替えができること。
40		P. 7	機能ID:0390049 機能要件	アクセス権限の付与も含めたユーザ情報	アクセス権限の付与も含めたユーザー情報
41		P.10	機能ID:0390060 機能要件	届書の処分決定または決裁時に	届書の処分決定又は決裁時に